第五章 團体ノ總裁任免決議
又ハ選任ニ付テハ
出席
代議員
定數ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
但シ第一回ノ總裁ハ發起人會ニ於テ
之ヲ定ム
第六章 事業經營ノ方法
第十一條 本團ハ左ノ事業ヲ經營ス
一、失業者ノ紹介ニ關スル事業
二、失業者ノ職業ヲ補導スル事業
三、失業者ノ生活ヲ安定セシムル爲メノ事業
四、其ノ他本團ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業
第十二條 前條第一項第一號ノ事業ヲ經營スルニ當リテハ
左ノ方法ニ依ルモノトス
一、失業者ノ登録ヲ爲シ其ノ技能ヲ調査シ
且ツ其ノ就職ニ關スル希望ヲ聽取スルコト
二、失業者ニ對シ其ノ技能ニ適スル就職ノ
紹介ヲ爲スコト
三、失業者ニ對シ其ノ技能ニ適スル就職ノ
紹介ヲ爲スニ當リ必要アリト認ムルトキハ
其ノ就職ニ關シ指導ヲ爲スコト
四、失業者ニ對シ其ノ技能ニ適スル就職ノ
紹介ヲ爲スニ當リ必要アリト認ムルトキハ
其ノ就職ニ關シ訓練ヲ爲スコト
五、失業者ニ對シ其ノ技能ニ適スル就職ノ
紹介ヲ爲スニ當リ必要アリト認ムルトキハ
其ノ就職ニ關シ訓練ヲ爲スコト
六、失業者ニ對シ其ノ技能ニ適スル就職ノ
紹介ヲ爲スニ當リ必要アリト認ムルトキハ
其ノ就職ニ關シ訓練ヲ爲スコト
七、失業者ニ對シ其ノ技能ニ適スル就職ノ
紹介ヲ爲スニ當リ必要アリト認ムルトキハ
其ノ就職ニ關シ訓練ヲ爲スコト
八、失業者ニ對シ其ノ技能ニ適スル就職ノ
紹介ヲ爲スニ當リ必要アリト認ムルトキハ
其ノ就職ニ關シ訓練ヲ爲スコト
九、失業者ニ對シ其ノ技能ニ適スル就職ノ
紹介ヲ爲スニ當リ必要アリト認ムルトキハ
其ノ就職ニ關シ訓練ヲ爲スコト
十、失業者ニ對シ其ノ技能ニ適スル就職ノ
紹介ヲ爲スニ當リ必要アリト認ムルトキハ
其ノ就職ニ關シ訓練ヲ爲スコト